

【利用料金表（訪問介護）】

○基本利用料

サービスの内容 1回あたりの所要時間		利用料	利用者負担金 (=基本利用料の 1割/2割/3割)
身体介護中心型	20分未満	1,630円	163円/326円/489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円/488円/732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円/774円/1,161円
	1時間以上	5,670円に所要時間1時間から計算して30分増すごとに820円を加算	567円/1,134円/1,701円に30分増すごとに82円/164円/246円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		所要時間が20分から計算して25分を増すごとに650円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに65円/130円/195円を加算
生活援助中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,790円	179円/358円/537円
	45分以上	2,200円	220円/440円/660円

・「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の状況等から判断して1人の訪問介護員等の介護が困難と認められる場合、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

・基本利用料は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に定められたサービスの提供に要する標準的時間を基準とします。

・通常時間帯以外の時間帯にサービス提供する際には、上記の基本利用料に以下のとおり増額されます。

サービス提供時間帯	割増率
早朝（午前6：00～午前8：00）	25%
夜間（午後6：00～午後10：00）	25%
深夜（午後10：00～午前6：00）	50%

○同一建物減算

算定要件	利用料
訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物（以下「同一敷地内建物等」といいます。）に居住する利用者 ※1月当たりの利用者の数が、50人以上の場合を除く。	基本利用料の90%/回

同一敷地内建物等に居住する利用者の数が1月当たり50人以上いる場合	基本利用料の85%/回
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	基本利用料の90%/回
正当な理由なく事業所において前6か月間に提供したサービスの提供総数の内、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合	基本利用料の88%/回

○各種加算

加 算	利用料	利用者負担金			算 定 回 数 等
		1 割	2 割	3 割	
自己負担割合					
緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	200円	300円	1回の要請に対して1回
初回加算	2,000円	200円	400円	600円	初回のみ
口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円	1月に1回を限度
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の182/1,000				基本利用料に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)に加算

(緊急時訪問介護加算)

居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護中心のものに限る)を利用者又はその家族等から要請を受けて利用者にかかる介護支援専門員が必要と認めた場合、要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定します。

(初回加算)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施したサービスと同月内に、サービス提供責任者が、自らサービスを行う場合又は他の職員がサービスを行う際に同行訪問した場合に算定します。

(口腔連携強化加算)

事業所の職員が口腔の健康状態を評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関等に評価結果の情報提供を行った場合に算定します。

(介護職員等処遇改善加算(Ⅲ))

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

・上記金額は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

その他費用

○交通費

重要事項説明書に記載の「通常の事業の実施地域」にお住いの方は、無料です。

それ以外の地域にお住いの方は、「通常の事業の実施地域」を越えた地点から、下記のとおり交通費を負担していただきます。

移 動 手 段	負担していただく交通費
公共交通機関	実 費
車	片道1キロメートル当たり30円

○複写料 1枚10円

○利用者の居宅にてサービスを提供するために職員が使用する水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者負担となります。

○キャンセル料

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下の表の料金をいただきます。

①サービス利用日前営業日の17時までにご連絡をいただいた場合	無 料
②サービス利用日前営業日の17時までにご連絡をいただかない場合	1,000円

※利用者の容態の急変など、やむを得ない場合はキャンセル料をいただきません。

【利用料金表（介護予防型訪問サービス・生活支援型訪問サービス）】

○基本利用料（介護予防型訪問サービス）

サービスの内容		利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	11,760円/月	1,176円/月	2,352円/月	3,528円/月
	1週に2回程度の場合	23,490円/月	2,349円/月	4,698円/月	7,047円/月
	1週に2回を超える程度の場合	37,270円/月	3,727円/月	7,454円/月	11,181円/月
1週当たりの標準的な回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2,870円/回	287円/回	574円/回	861円/回

※契約期間が1月に満たない場合で、月額報酬の場合は日割で計算させていただきます。

○基本利用料（生活支援型訪問サービス）

サービスの内容	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要支援1、2又は事業対象者に週2回までサービスを提供した場合	1,900円/回	190円/回	380円/回	570円/回

○同一建物減算

算定要件	利用料
訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物（以下「同一敷地内建物等」といいます。）に居住する利用者 ※1月当たりの利用者の数が、50人以上の場合を除く。	基本利用料の90%/回
同一敷地内建物等に居住する利用者の数が1月当たり50人以上いる場合	基本利用料の85%/回
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	基本利用料の90%/回
正当な理由なく事業所において前6か月間に提供したサービスの提供総数の内、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合	基本利用料の88%/回

○各種加算

加 算	利用料	利用者負担金			算 定 回 数 等
		1 割	2 割	3 割	
自 己 負 担 割 合		1 割	2 割	3 割	
初 回 加 算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	初回のみ
口 腔 連 携 強 化 加 算	500 円	50 円	100 円	150 円	1 月 に 1 回 を 限 度
介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 (Ⅲ)	所定単位数の 182/1,000				基本利用料に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)に加算

(初回加算)

新規に介護予防型訪問サービス計画又は生活支援型訪問サービス計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施したサービスと同月内に、サービス提供責任者が、自らサービスを行う場合又は他の職員がサービスを行う際に同行訪問した場合に算定します。

(口腔連携強化加算)

事業所の職員が口腔の健康状態を評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関等に評価結果の情報提供を行った場合に算定します。

(介護職員等処遇改善加算(Ⅲ))

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

・上記金額は、松山市要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

その他費用

○交通費

重要事項説明書に記載の「通常の事業の実施地域」にお住いの方は、無料です。

それ以外の地域にお住いの方は、「通常の事業の実施地域」を越えた地点から、下記のとおり交通費を負担していただきます。

移 動 手 段	負担していただく交通費
公共交通機関	実 費
車	片道1キロメートル当たり30円

○複写料 1枚10円

○利用者の居宅にてサービスを提供するために職員が使用する水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者負担となります。

○キャンセル料

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下の表の料金をいただきます。

①サービス利用日前営業日の17時までにご連絡をいただいた場合	無 料
②サービス利用日前営業日の17時までにご連絡をいただかない場合	1,000円

※利用者の容態の急変など、やむを得ない場合、又は月額報酬の場合はキャンセル料をいただきません。